

## 別紙1 「指摘事項・意見事項の一覧表」

## 指摘・意見の骨子

1	学校運営	① 評議員会・運営協議会の議事録 ② その他	学校評議員会（学校運営協議会）の議事録を作成すべき。
2	ホームページ	③ ホームページ掲載（議事録・学校評価） ④ その他	学校評価、議事録などホームページにより適切に情報開示すべき。
3	情報管理	⑤ 防犯カメラの規程 ⑥ U S B メモリ等外部記録媒体 ⑦ パソコン ⑧ 答案 ⑨ その他	防犯カメラについての規程を作成することが望ましい。 管理簿・使用簿の記入・押印を徹底すべき。使用期間は最長でも1ヶ月を上限とすべき。 持出しと返還を確認して、管理簿に学校長が押印すべき。持出期間は最長でも1ヶ月を上限とすべき。 持出しと返還を確認して、管理簿に所属長の承認印・確認印等の押印及び返還日の記載をすべき。
4	物品	⑩ 物品購入計画・ルール ⑪ 現物実査 ⑫ 寄付採納手続（維持費） ⑬ 使用貸借・借入登録・借受書 ⑭ 契約書の保存 ⑮ 図書の寄附 ⑯ 図書の廃棄 ⑰ 図書の返却督促 ⑱ 薬品の保管 ⑲ 薬品の数量管理 ⑳ 包丁等 ㉑ 遊休物品 ㉒ 損害賠償と寄付採納 ㉓ その他	物品購入のルールを定め、年間計画を定めるべき。 現物実査において、現場にある実物を確認し、物品一覧表に記載されているか確認すべき。 評価額を裏付ける資料を添付し、維持費の見込額を記載した書面を作成したうえで、決裁すべき。 借入手続書類を作成したうえで、物品一覧表等に記載すべき。 使用貸借契約書は契約期間の終了時点を文書の保存期間の起算点とすべき。 図書も物品であるから寄附採納手続をすべき。 不用決定後、売却による処分を検討すべき。 図書返却の督促をすべき。 冷蔵庫には「医薬用外劇物」の表示をすべき。冷蔵庫等の保管庫には施錠をすべき。 管理規程に従って、使用簿などに使用量などを記載すべき。 包丁管理簿を作成し、記載すべき。 不用決定すべき。 寄附採納ではなく、金銭賠償等により、損害賠償を請求すべき。
5	施設	㉔ 鍵の使用簿 ㉕ 所有者不明 ㉖ 倉庫・物置 ㉗ 防球ネット ㉘ 夜間照明 ㉙ 洗濯機 ㉚ マイクロバス ㉛ コピー機 ㉜ 他団体事務局 ㉝ その他（整備自動車など）の目的外使用許可 ㉞ 使用貸借（転貸・使用承認） ㉟ その他	鍵の使用簿を作成し、記録すべき。 所有者を確認すべき。 目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきか判断すべき。 目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきか判断すべき。 目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきか判断すべき。 目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきか判断すべき。 目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきか判断すべき。 目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきか判断すべき。 目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきか判断すべき。 目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきか判断すべき。
6	私費会計	㉞ 学校預り金運営委員会開催 ㉟ 学校預り金運営委員会議事録	学校預り金運営委員会を開催し、予算及び決算の承認をすべき。 議事録を作成すべき。

		<p>③⁸ 学校預り金運営委員会監事監査</p> <p>③⁹ 公費・私費負担（除雪機等設備）</p> <p>④⁰ 公費・私費負担（スクールカウンセラー等）</p> <p>④¹ その他</p>	<p>預り金運営委員会に諮る前に、監事監査を実施すべき。</p> <p>原則公費対応すべき。</p> <p>原則公費対応すべき。</p>
7・1	契約	<p>④² 緊急随意契約の理由</p> <p>④³ 特定随意契約の理由</p> <p>④⁴ その他</p>	<p>競争入札に適しない理由、一者見積の理由を理由書に記載すべき。</p> <p>競争入札に適しない理由、一者見積の理由を理由書に記載すべき。</p>
7・2	債権管理	<p>④⁵ 債権管理マニュアル</p> <p>④⁶ 徴収停止・訴訟提起</p> <p>④⁷ その他</p>	<p>債権管理マニュアルに沿った督促や催告などをすべき。</p> <p>督促状発送後、相当期間経過後は、徵収の停止か訴訟提起をすべき。</p>
7・3	生産物収入	<p>④⁸ 評議員会・運営委員会</p> <p>④⁹ 価格資料</p> <p>⑤⁰ その他</p>	<p>生産物等の価格について、評議員会や運営協議会の意見を聞くべき。</p> <p>市場価格の調査、原価計算など適正な対価を明らかにして決裁文書に記載すべき。</p>
8	職員の管理	<p>⑤¹ 時間外勤務命令簿</p> <p>⑤² 安全衛生委員会・回数</p> <p>⑤³ 安全衛生委員会・議事録</p> <p>⑤⁴ 衛生管理者・回数</p> <p>⑤⁵ 衛生管理者・記録</p> <p>⑤⁶ 産業医・回数</p> <p>⑤⁷ 産業医・記録</p> <p>⑤⁸ その他</p>	<p>校外実習その他生徒の実習に関する業務などについては、時間外勤務命令簿を記載すべき。</p> <p>少なくとも毎月一回安全衛生委員会を開催すべき。</p> <p>議事録を作成すべき。</p> <p>少なくとも毎週一回巡視を行うべき。</p> <p>「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、結果を記録すべき。</p> <p>少なくとも毎月一回、学校を巡視するよう求めるべき。</p> <p>巡視記録を作成すべき。</p>
9	その他	<p>⑤⁹ 内規</p> <p>⑥⁰ 医学管理（ヒヤリハット）</p> <p>⑥¹ 迷惑調査（差別・いじめ対策）</p> <p>⑥² いじめ防止対策会議の議事録</p> <p>⑥³ その他（関係人調査など）</p>	<p>内規集について、掲載漏れがないようにすべき。</p> <p>ヒヤリハットについての情報を共有すべき。</p> <p>迷惑調査について、書面回答できない児童生徒についても面談等により、回答を得るべき。</p> <p>いじめ防止対策会議の議事録を作成すべき。</p>

別紙2 「県立高等学校の指摘・意見一覧表」

	学校名	学校運営	H P	情報管理	物品	施設	私費会計	契約	債権管理	生産物収入	職員の管理	その他	指摘	意見
1	岐阜			⑤⑧	⑫⑯	㉔㉓					㉒㉓㉕㉖	㉓	7	4
2	岐阜北			⑤	⑫⑯㉑	㉖	㉗	㉙			㉒㉓㉕㉖㉗	㉙	11	1
3	長良				⑬⑯㉑	㉖㉗㉘㉙	㉖				㉒㉕		10	0
4	岐山			⑥⑧	⑮㉑	㉖	㉖				㉑㉓㉗		11	0
5	加納			⑤⑥	⑬⑭⑮㉑	㉖㉙㉚	㉖				㉕	㉙	11	1
6	羽島北			⑤	⑯	㉔㉒	㉖				㉒㉓㉕㉖㉗		9	1
7	岐阜総合学園		③	⑦	⑬⑯㉑	㉖㉙㉚	㉖				㉒㉗		10	2
8	岐阜城北			⑦	⑫⑯	㉕㉖㉘㉙㉚㉛	㉖				㉒㉓㉕㉖㉗		14	0
9	岐阜商業		③	⑤⑥⑨	⑫⑬㉑	㉖㉚	㉖					㉓	10	2
10	岐南工業			⑥⑧	⑬⑯㉑㉑	㉔㉙㉚㉜	㉖	㉙	㉙		㉒㉕		15	2
11	各務原			⑥⑨	⑬⑯㉑㉑㉑	㉔㉚㉓	㉖㉗				㉓㉔㉖	㉙	18	1
12	各務原西			⑤⑨	⑯㉑	㉔㉕㉖㉜					㉒㉔㉖	㉙	10	2
13	岐阜各務野			⑦	⑯	㉖㉙㉚					㉒㉔㉖	㉙	9	0
14	本巣松陽			⑤⑨	⑩⑪⑫⑯㉑㉑	㉔㉖㉚㉜	㉖	㉗		㉙	㉒㉔㉕㉖㉗	㉙	19	1
15	岐阜農林			⑤⑥	⑫⑯㉑㉑	㉔㉚㉜	㉖㉗		㉙	㉙	㉕㉖		17	2
16	山県			⑤⑥	⑪⑫⑬㉑㉑	㉔㉕㉖					㉔㉖		12	2
17	羽島				⑯㉑	㉔㉕㉖			㉙		㉔㉖		8	0
18	岐阜工業			⑤⑨	⑫⑬㉑㉑	㉕㉖㉚					㉓㉕	㉙	13	1
19	華陽フロンティア			⑤	⑯㉑㉑			㉗	㉗	㉙	㉒㉔㉕㉖㉗	㉙	12	1
20	揖斐				⑪⑯㉑						㉔㉖		5	0
21	池田				⑪⑯	㉖	㉗				㉒㉓㉖		7	0
22	大垣北			⑥⑨	⑯㉑	㉕㉖	㉖㉗				㉕		8	1
23	大垣南				⑪⑯	㉖					㉒㉓㉖		6	0
24	大垣東			⑤⑥	⑯		㉖㉗				㉒㉔㉕㉖㉗	㉙	9	1
25	大垣西				⑪⑯㉑㉑	㉕㉖					㉕	㉙	9	0
26	大垣養老				⑬⑯㉑㉑	㉖㉚㉜	㉖㉗		㉗		㉑㉓	㉙	11	2
27	大垣商業			⑤⑧	⑫⑬㉑	㉖㉚					㉕		8	1
28	大垣工業			⑤⑥⑨	⑯㉑	㉕㉖㉚㉜	㉖㉗	㉗	㉙	㉙	㉕	㉙	11	3
29	大垣桜			⑤	⑯㉑	㉖	㉖	㉗			㉒㉔㉕㉖㉗		8	1
30	不破			⑤	⑬⑯㉑	㉔㉖㉜	㉖㉗	㉗			㉔㉔㉕㉖㉗	㉙	12	3
31	海津明誠			⑧⑨	⑯㉑	㉖㉜					㉔㉖		5	4
32	郡上北	①		⑤⑥⑨	⑩⑪⑬㉑㉑	㉔㉕㉖㉚㉜	㉖㉗	㉙	㉙		㉒㉔㉖		23	1
33	郡上				⑩⑯㉑	㉕㉖㉚㉜	㉖㉗	㉙	㉙		㉒㉔		18	1
34	武義			⑤⑦⑨	⑩⑪⑬㉑㉑	㉖㉚㉜	㉖㉗	㉗			㉒㉔		14	3
35	関有知				⑩⑯㉑㉑	㉔㉕㉖㉚㉜	㉖㉗	㉗			㉒㉔㉕㉖㉗	㉙	23	4
36	関				⑯㉑	㉖㉗㉘	㉖㉗	㉙			㉒㉔		8	1
37	加茂			⑥⑨	⑩⑯㉑	㉖	㉖	㉙	㉙	㉙	㉒㉔㉕㉖㉗		15	0

38	加茂農林			⑧⑨	⑩⑪⑫⑬⑮⑯⑰⑳⑳	㉔㉖㉘㉙㉕	㉓				㉚㉛㉜㉝㉞㉞		17	3
39	八百津			⑤⑦⑨	⑬⑮⑯⑯	㉖㉘㉙㉕	㉓				㉚㉛㉜㉝㉞㉞		15	2
40	東濃				⑯⑯⑯	㉖	㉓				㉚㉛㉜㉝㉞㉞		11	2
41	東濃実業				⑯⑯⑯	㉖	㉓				㉚㉛㉜㉝㉞㉞		10	2
42	可児			⑤⑦	⑪⑬	㉖					㉚㉛㉜㉝㉞㉞		7	1
43	可児工業			⑤⑨	⑬⑯⑯⑯	㉖㉘	㉓㉓		㉚㉛㉜㉝㉞㉞		㉚㉛㉜㉝㉞㉞		15	4
44	多治見				⑫⑬⑮⑯	㉖㉘㉙㉕㉕	㉓㉓				㉚㉛㉜㉝㉞㉞		14	0
45	多治見北			⑤⑥	⑬⑯		㉓㉓		㉓㉓		㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	12
46	多治見工業		③	⑥	⑫⑬⑮	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓			㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	17
47	瑞浪			⑤⑥⑨	⑬⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓			㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	16	1
48	土岐紅陵			⑤	⑫⑬⑮⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓			㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	62	14
49	土岐商業			⑥	⑬⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓		㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59⑥3	17
50	東濃フロンティア			⑤	⑪⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓		㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	13
51	恵那			⑤⑥⑦	⑬⑯		㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓		㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	11
52	恵那南	③		⑥	⑫⑬⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓		㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	15
53	恵那農業			⑤⑥⑨	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	20
54	中津			⑧⑨	⑫⑬⑮⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	17
55	坂下			⑤⑥	⑬⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	13
56	中津商業			⑤⑦	⑫⑬⑮⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	56	13
57	中津川工業			⑥	⑮⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	10
58	益田清風	①			⑩⑪⑫⑬⑮⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	18
59	斐太			⑥	⑫⑬⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	22
60	飛驒高山			⑤⑦	⑬⑯⑯⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	22
61	高山工業				⑫⑬⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	16
62	吉城			⑤⑥	⑫⑬⑮⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	13
63	飛驒神岡				⑩⑪⑫⑬⑮⑯	㉖㉗㉙㉚㉚	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉓㉓	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	㉚㉛㉜㉝㉞㉞	59	13

807 80

註：空欄の箇所については、監査の人的・時間的制限もあるため、全く問題が無いと保障するものではない。

註：「その他」など1つの箇所に複数の指摘・意見が存在する場合は、印の数と、指摘・意見の数は、必ずしも、一致しない。

註：各学校における指摘・意見の数は、教育委員会事務局等、必ずしも、学校に対する指摘・意見ではないものも含んでいる。

別紙3 「県立特別支援学校の指摘・意見一覧表」

	学校名	学校運営	H P	情報管理	物品	施設	私費会計	契約	債権管理	生産物収入	職員の管理	その他	指摘	意見
1	岐阜盲			(5)	(19)	(24)		(43)		(48)	(52)		5	2
2	岐阜聾			(5)	(15)(18)(19)(21)(23)	(24)				(49)			7	2
3	長良			(5)	(10)(19)(23)	(35)	(36)	(43)			(55)(56)		6	3
4	岐阜希望が丘			(5)	(12)(15)(18)(19)		(41)						5	1
5	岐阜本巣			(5)	(12)(15)(16)(18)(23)	(25)(26)(35)				(50)	(52)(55)(56)	(59)	13	0
6	岐阜清流高等			(5)	(10)(15)	(26)				(49)	(52)(55)		7	1
7	羽島			(5)	(23)	(24)(32)(35)	(38)(41)			(49)	(52)(55)(58)		9	3
8	揖斐			(5)(6)	(13)	(34)(35)					(55)(58)		8	2
9	大垣			(5)	(15)(19)(21)(23)	(24)(35)				(49)(50)	(55)(58)		11	3
10	海津			(5)	(15)(20)(23)					(49)(50)	(56)		5	1
11	西濃高等		(3)	(5)	(15)		(41)	(42)		(48)	(52)(54)(55)	(63)	9	1
12	郡上				(10)(13)(15)	(34)(35)	(38)				(53)(55)(56)(57)	(63)	12	2
13	閔			(5)	(20)(21)(23)	(35)	(36)(37)(38)(41)			(48)	(52)(55)		13	1
14	中濃				(13)(15)(20)(23)	(35)	(39)			(48)	(52)(53)(56)	(60)(61)(63)	11	1
15	可茂				(13)(19)	(26)(35)	(36)(38)				(52)(55)(56)(57)		9	1
16	東濃			(5)	(12)(15)	(32)				(49)	(53)(55)	(63)	6	1
17	恵那			(5)	(11)(15)	(32)(35)	(37)			(49)	(53)(55)(56)		10	1
18	下呂					(32)	(38)(41)				(55)(56)(58)	(59)	7	1
19	飛驒（本校）			(6)			(38)		(46)		(55)(56)	(59)	4	2
20	飛驒（高山日赤）					(25)(26)(35)						(59)	2	2
21	飛驒吉城			(6)	(10)(12)(13)(15)(18)(19)(23)	(35)	(38)(41)			49	(52)(53)		13	1

172 32

註：空欄の箇所については、監査の人的・時間的制限もあるため、全く問題が無いと保障するものではない。

註：「その他」など1つの箇所に複数の指摘・意見が存在する場合は、印の数と、指摘・意見の数は、必ずしも、一致しない。

註：各学校における指摘・意見の数は、教育委員会事務局等、必ずしも、学校に対する指摘・意見ではないものも含んでいる。

